

東京都とロンドン市の交流・協力に関わる合意書

日本国の首都東京の行政機関である東京都とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の首都ロンドンの法定機関であるロンドン市は、共同宣言の精神に基づき、両都市の関係を創造的かつ実質的に発展させるため、両都市に共通する関心事である下記の分野において交流・協力を行うことに合意する。

- (1) 都市づくり
- (2) 環境
- (3) 文化交流
- (4) 交通
- (5) 観光
- (6) 大規模なスポーツイベントの開催

両者は、東京都政策企画局外務部とロンドン市国際部を責任部署とし、両都市が合意した分野における交流・協力の確実な推進を図る。

両者は、現在の両都市の友好・協力関係をより緊密に発展させていくために、定期的に相互訪問・交流を行うものとする。

両者は上記分野について、必要に応じて情報を交換することとする。

この合意書は法的拘束力を有するものではない。両者は、この合意書の見直しの時期を双方の合意により調整するものとし、意見の相違がある場合はロンドン市と東京都の協議または交渉により友好的に解決することに合意する。

この合意書は日本語及び英語によってそれぞれ2通作成され、同等の効果を持つ。両都市は日英それぞれ1通を保管する。

平成27年10月14日 東京にて

東京都知事
舩添 要一

ロンドン市長
ボリス・ジョンソン